



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	座長解題(1999年度秋季大会シンポジウム『北海道農業の持続的発展と経営安定政策』)
Author(s)	増田, 萬孝
Citation	北海道農業経済研究, 10(1), 1-2
Issue Date	2001-11-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/63455
Type	journal article
File Information	KJ00006912141.pdf



[座長解題] 1999 年度秋季大会シンポジウム

『北海道農業の持続的発展と経営安定政策』

増 田 萬 孝 *

日本の農業はいま WTO 体制のグローバルな路線の中に組み込まれ、そこからはずれて独自の農業・農政の展開がほとんど不能という状況にある。しかも北海道の農業は WTO 体制の影響を強く受け大きく変貌せざるを得ない。しかも国内的には新農業基本法が成立し、農政の手法も大きな転換を遂げている。

今回のシンポジウムの共通課題の狙いは、新農業基本法成立により農業政策の手法・方針が大きく変化した情勢を考慮し、21 世紀の北海道農業の持続的発展条件をどう構築したらよいか、とりわけ、新農基法に強く謳われた経営安定化対策が、北海道という地域の特殊事情を踏まえた農業経営の持続的発展をどのように担保できるのか、またその条件は何か。地域の特性に応じた稲作、畑作、酪農の3つの営農類型を取り上げ、それぞれの課題に迫ってみようというのが、今回のシンポジウムの狙いである。

今回のシンポジウム共通課題をキーワードで表現すれば、どうなるだろうか。あえて提示すれば、北海道農業、持続的発展、経営安定政策（対策）、環境が中心的概念になるが、それに付加して、担い手あるいは人材育成、農業法人化、条件不利地域、直接支払い、合理的価格も議論を盛り

上げるのには必要である。

北海道の生み出す農産物が市場における価格形成でどう動かされ、その結果として弱体化した経営を立て直すために、単品でなく経営総体としての安定化を確保するために主張すべきことは何か。特に、専門農業者は価格下落時には直接的な影響に苦しむことになるので、合理的価格を設定し所得補償をすることによって、地域の農業を引っ張る経営を潰さないように配慮する。農業者も農業団体も「基本理念の実現に主体的に取り組む」ことが要請されているから、ただ単に公的支援や保護を求めてはならない。市場条件を重視し、価格政策から所得政策へ移行する農政手法と経営安定政策の論理的関係の理解が重要になろう。なぜなら、新農基法は「専ら農業を営むもの等による農業経営の展開」を期待しながら、「農業者等の努力」も一方で要求しているからである。

北海道農業が大規模、専門、土地利用型といった特徴を持っているけれども、新農業基本法のもとで展開される農政は農業保護の削減、国家投資の減少というマイナス効果を北海道農業に課するという側面も考慮しなければならない。また、北海道が寒冷地かつ限界地であるとしても 条件不利地域として今まで以上の公的資金援助を期待できるのか。もし難しいとすれば独自の生き残り策

* 帯広畜産大学

をどう構築したらいいのか。こういう本源的な問題を考えていくと本日のシンポジウムのキーワードだけでは望蜀の感を拭い得ないが、各人（報告者もコメンター・フロアの参加者）が共通の問題意識としてこれを銘記し、議論の進行に係わっていると理解したい。

本日の報告者とコメンターは10年後の北海道農業を引っ張ることが期待される研究者を中心に人選いたしました。稲作を中心に、農水省の田中基晴さん、畑作と酪農につきましては、道農試の山本 毅さん、帯広畜産大学の樋口昭則さんにそれぞれ話題提供をしていただき、そのあと北大の志賀永一さん、酪農学園大学の市川 治さんに報告者を限定しないコメントをいただきます。そのあとで、フロアからご意見を多数いただき、21世紀に向かう北海道農業を支援する活発で実り多いシンポジウムにしたいと考えます。みなさんのご協力をお願いします。